

2024年度 同志社大学大学院司法研究科
後期日程入学試験問題（刑事訴訟法）解説

1 解説

- (1) 問題1は、事例を素材に、現行犯逮捕の適法性という刑事手続上の重要問題に関する解釈及び具体的事実に対する適用力等を試すものである。

現行犯人とは、「現に罪を行い、又は現に罪を行い終った者」（刑事訴訟法212条1項）をいう。憲法33条は、「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければならない。」とし、刑事訴訟法213条は、「現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。」としている。解答にあたっては、まずは、現行犯人を無令状で逮捕することが許されている根拠につき、次に、その根拠から現行犯人といえるための要件につき、それぞれ論ずることとなる。さらに、明白性の認定資料についての論述も求められる。

以上の諸点につき自説を展開した上、警察官Kらが被疑者Xを現行犯人と認めたのはもっぱら被害者Vの供述に基づくものであり、Xの外見からV方に侵入した犯人であることを窺わせる証拠はなかった本設例において、Xが「現に罪を行い終った者」であることが、逮捕者であるKらにとって明白に覚知し得たといえるかを検討して本件現行犯逮捕の適否を判断することとなろう（明白性につき、京都地決昭和44年11月5日判時629号103頁〔後掲百選11事件〕参照）。

（狭義の）現行犯（刑事訴訟法212条1項）逮捕が違法であると判断した場合、準現行犯（同条2項）逮捕の要件充足を検討することとなるが、Xは、同項1号から4号のいずれにも当たらないであろう（準現行犯逮捕につき、最決平成8年1月29日刑集50巻1号1頁〔後掲百選12事件〕参照）。

- (2) 自白は、証拠能力と証明力の2つの観点からの規制が加えられているが、問題2は、後者に関する基本的な理解を問うものである。

憲法38条3項は、「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」と規定しており、被告人を有罪とするには、自白以外の証拠（補強証拠）が必要である（「補強法則」）。同項にいう「自白」とは、公判廷外の自白をいい（最大判昭和23年7月29日刑集2巻9号1012頁〔後掲百選A34事件〕、「公判廷における自白であると否とを問わず」補強証拠を必要とすると定める刑事訴訟法319条2項は、「憲法の趣旨を一步前進」させたものである（最大判昭和24年6月29日刑集3巻7号1150頁）。補強法則は、「被告人本人の自白だけを唯一の証拠として犯罪事実全部を肯認することができる場合」に適用されるものであって、同法則の対象となる自白は、「本来犯罪事実全部を肯認することのできる証明力を有する」「いわゆる完全な自白」である（最大判昭和33年5月28日刑集12巻8号1718頁〔後掲百選A43事件参照〕）。そこで、補強法則は、自白の証拠能力を制限するものではなく、自由心証主義（刑事訴訟法318条）の例外をなすものと

いえる。

本問題については、補強法則の趣旨を述べた上、補強証拠を要する事実の範囲（これにつき、最判昭和42年12月21日刑集21巻10号1476頁〔後掲百選77事件〕参照）や補強証拠としての適格（これにつき、最決昭和32年11月2日刑集11巻12号3047頁〔後掲百選A35事件〕参照）等を説明すれば足りる。

2 講評

- (1) 現行犯逮捕が令状主義の例外とされているのは、逮捕者にとって、犯罪とその犯人が明白であって誤認逮捕のおそれが小さく、被疑者をその場で逮捕する緊急の必要性が高いからである旨述べ、現行犯逮捕の要件として、犯罪と犯人の明白性、犯行と逮捕との時間的接着性、さらに逮捕の必要を挙げるとともに、明白性の認定資料は、認定の客観性を担保するため、犯行現場や逮捕現場における客観的外的状況に限定され、被害者等の供述は補充的な資料とされるにすぎないなどとする、おおむね出題趣旨に留意した論述をした上、結論を導いていた答案があった。その一方で、令状主義の例外の根拠につき、的確に記述することができていない答案や、明白性の認定資料への言及を欠く答案、さらに本設例中の事情を漫然と引き写して本件現行犯逮捕は適法（または違法）であると述べるだけで、およそ法解釈を示していない答案などが見られた。
- (2) 補強法則の趣旨については、多くの答案が適切な説明をしていた。補強証拠が必要とされる事実の範囲は、犯罪から主体的側面（被告人と犯人との結びつき）及び主観的側面（故意・過失等）を除いた主要（重要）部分であると述べる答案や、補強証拠は、犯罪事実認定のための実質証拠であるから証拠能力が認められることに加えて、補強法則の趣旨（自白の証明力の過大評価からもたらされる誤判の防止）より自白から独立した証拠でなければならないと述べている答案などは、証拠法分野の勉強の一定の成果を示すものといえよう。
- (3) 問題1及び問題2の解答に必要な法解釈に関する判例・学説は、刑事訴訟法の基本書において示されており、基本（裁）判例は、井上正仁＝大澤裕＝川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選〔第10版〕』（2017年、有斐閣）に掲載されている。

以上